

## 調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 15 日

鳥取県栽培漁業センター所長 丹下 菜穂子

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

水温上昇を考慮した鳥取県沿岸域におけるアラメ類の分布予測マップ作成業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日まで

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その営業種目が各種調査委託の環境測定・調査に登録されている者であること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

#### (5) 本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。

#### (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

#### (7) 平成 31 年度（令和元年度）以降に官公庁（国及び地方公共団体）の発注する衛星画像を用いた藻場の解析業務を完了した実績を有する者であること。

#### (8) 管理技術者として技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 3 項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 32 条の規定に基づく登録を受けていること。ただし、環境部門、水産部門のいずれかに限る。）の保有者を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県栽培漁業センター

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0602 鳥取県東伯郡湯梨浜町石脇 1166

鳥取県栽培漁業センター

電話 0858-34-3321

電子メール saibaicenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月15日(木)から同月30日(金)までの間にインターネットの鳥取県栽培漁業センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/saibaicenter/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月15日(木)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札の可否

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月9日(月)午後2時10分 即時開札

イ 場所

鳥取県栽培漁業センター県民サロン室(同センター1階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に「本件調達案件の名称」及び「入札者」を記入の上、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年5月30日(金)午後4時までに郵便等(必着)又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。